

# 新倉敷商工会館建設に係る協力金のお願い



倉敷商工会議所は昭和4年3月の設立以来、地域総合経済団体として商工業の振興と地域経済の発展に努め、倉敷市経済界の中核機能を担いながら今日に至っております。

ご高承の通り、現会館は築後50年が経過しており、老朽化が著しく、会議室等の機能面や情報化への対応など、現会館では会員の皆様の様々なニーズを満たす各種サービスの提供が十分に出来ていない状況であります。

新会館は、地域のシンボルとして、また会員の皆様の拠り所として機能的で安全性が高く、防災機能を備え、環境にも配慮した建物を目指します。また、高梁川流域に位置する7市3町の中心的役割を担っている倉敷市とともに流域圏の商工業発展を目指し、皆様が利用し易い新たな産業ビジネスの交流拠点として、建設に向けて取り組んで参りたいと考えております。

新会館建設に向けて総力を挙げて諸準備を進めているところですが、多額の資金を要する事業であり、総額1億5千万円を目標として、皆様よりご協力をいただきたいと考えているところでございます。

どうか、会員の皆様におかれましては、新会館建設にご理解を賜り、時節柄、何かとご出費ご多端の折、誠に恐縮に存じますが、趣旨ご賢察の上、倉敷商工会議所新会館建設協力金の拠出につきまして、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

# 新倉敷商工会館

## 1. 建設計画概要

所在地：倉敷市白楽町249-5	構造階数：鉄骨造 7階建
敷地面積：5,681㎡	建築面積：580㎡
延床面積：3,183㎡	駐車台数：206台（月極を含む）
着工：2020年10月	竣工：2022年9月（外構を含む竣工予定）

## 2. 新倉敷商工会館の特徴

- ① 3階と最上階の7階に分割可能な2室をそれぞれ用意。最大120名収容可能となる会議室があり、各種講演会、研修会などが開催できる機能的な会館
- ② 2階フロアに商工会議所事務局と正副会頭室、相談ブースなどを設置し、会員サービスを重視した使いやすい会館。また、災害時に地区住民などの一時避難所としての機能も兼ね備えた会館
- ③ 公証人役場、司法書士事務所などの入居により、事業所や市民の方々も利用することができ、会員・市民になくてはならない会館

## 3. 建設協力金の基準

募集協力金 総額1億5千万円

（出来る限り、下記の金額でご協力をお願い致します。）

会員 1口：1万円（1口以上でご協力をお願い致します。）

※経理処理については、右記をご参照下さい。

## 4. 募集期間

~~第1期：令和2年10月1日～令和3年3月31日まで~~

~~第2期：令和3年4月1日～令和3年12月31日まで~~

第3期：令和4年1月1日～令和4年9月30日まで

## 5. 払込方法

お送りいただきました建設協力金申込書に基づき払込書（請求書）を送付致しますので、各募集期間内に下記の指定口座へお振込をお願い申し上げます。

### ■建設協力金指定口座

クシキョウコカギンョ カイトウ イウエ ミネト

口座名：倉敷商工会議所 会頭 井上 峰一

金融機関名：中国銀行 倉敷支店

預金種別：普通預金

口座番号：2556620

## 6. 協力事業者について

■協力事業者全員：新会館建設協力金の協力事業者の皆様につきましては、新会館建設後、当所ホームページに掲載させていただきます。

■高額協力事業者：100万円以上の高額協力事業者には、奉名板に事業所名・協力金額を掲示させていただきます。

## 建設協力金に対する税法上の取扱いについて

新倉敷商工会館建設に係る建設協力金は、「共同的施設の設置のために支出する費用」に該当し、次のとおり経理処理をお願いすることになります。

### (1) 負担された総額が単年度で20万円未満の場合

- ①法人 その支出した日の属する事業年度において損金処理をした時は、その事業年度の損金の額が算入されます。
- ②個人事業主 その支出した年分の必要経費に算入されます。

### (2) 負担された総額が単年度で20万円以上の場合

- ①法人 その支出した日の属する事業年度の繰延資産に計上します。
- ②個人事業主 その支出した年分の繰延資産に計上します。

#### 【減価償却期間及び方法】

- イ. 償却期間 10年
- ロ. 償却方法 均等償却
- ハ. 償却開始の時期

償却開始の時期は、建設協力金を支出したときからとなります。

#### ニ. その他

協力金を分割して支出する場合は、総額が確定していてもその総額を未払金に計上して償却することはできませんが、分割期間が短期間（おおむね3年以内）の場合は、当初に総額を計上して償却することも可能です。

### (3) 消費税

協力金は課税仕入れに該当しません。

※本建設協力金に対する税法上の取扱いにつきまして、何かご不明な点等がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。

#### ■ご注意

個人事業主でない給与所得者等の個人の方については、繰延資産の取扱いや寄付金控除の対象となりません。

#### ■お問い合わせ先

倉敷商工会議所 総務部

TEL : 086-424-2111

FAX : 086-426-6911

<郵送先> 〒710-8585 倉敷市白楽町249-5

倉敷商工会議所 総務部 宛

<FAX> 086-426-6911

<メール> kccisqr.or.jp



写真公募企画展

# 倉敷フォトミュラル

ディレクター 飯沢耕太郎

写真  
作品  
募集

「ときめき」「ねこ」 ※今年も2テーマで写真作品を募集します。

2022年7月22日(金) - 8月22日(月) 必着

WEBとSNSから  
詳細をチェック!



主催：倉敷フォトミュラル実行委員会 倉敷市 倉敷商工会議所くらしきTMO 岡山県立大学 倉敷市文化振興財団 共催：倉敷市教育委員会 企画：SAKURA Project (岡山県立大学デザイン学部)  
協力：キヤノンマーケティングジャパン株式会社 セーレン株式会社 JPADS 株式会社フォトクラシック PGI 天満屋倉敷店 Design: Kawada Ayano

# あなたのときめきを倉敷に届けよう



本企画では、以下2つのテーマで作品を募集します。本企画のディレクターにより、両テーマ合計55作品を選出します。賞は設けていません。選出された作品は、大型布プリント(縦2000×横1900mm又は縦2900×横3700mm)に加工し、屋外に展示を行います。以下の点にご留意の上、是非ご応募ください。尚、既発表作品の応募、両テーマに対する同時応募も可能です。

募集期間：2022年 7月22日(金)～ 8月22日(月)必着 応募資格：不問 参加費用：無料

展示期間：2022年10月25日(火)～11月13日(日) 展示会場：倉敷駅前アーケード

※会期については変更される場合があります。



## テーマ「ときめき」募集要項

「ときめき」をテーマに作品を募集します。貴方の解釈でテーマを表現し応募してください。

### 応募方法

#### ① 応募フォームにて受付or応募票に記入

下記URLもしくはQRコードを読み取ってください。応募フォームへの送信後、受付番号を記した確認メールが自動返信されます。

<https://forms.office.com/r/R2xHU6n6ZC>

または、チラシ左下の応募票へ情報を記入してください。※応募フォームか応募票のどちらか一方をお選びください。



#### ② 作品の送付

応募作品をプリントし、作品一点ごとに作品裏面の左側上部に受付番号を記入、または、応募票をテープ等でしっかり貼って郵送してください。※プリントは、デジタル写真の場合も印画紙・紙出力したもの。※データでの作品応募は出来ません。

### 作品規定

応募枚数に制限はありませんが、単写真のみとなります。プリントサイズは六切り(203×254mm)～A4(210×297mm)まで。六切り以下、A4以上(ワイド六切り等)、台紙等を使用した作品は選出対象にはなりません。白黒またはカラーの別、使用機材の制限はありません。

### 選出と応募確認のご案内

商店街展示の大型布プリント用作品として、ディレクターにより33点を上限に選出されます。応募作品確認を希望される方は<photomural@dgn.oka-pu.ac.jp>宛に件名「倉敷フォトミユラル応募」、本文に氏名・応募作品点数を記載の上、8月22日(月)までにお送りください。ご連絡いただいた内容と応募作品に相違がある場合や、応募作品が到着していない場合などは、募集期間終了後に確認のメールをいたします。尚、応募作品確認はメールのみとさせていただきます。電話での通知はいたしません。

### 作品の送付先

〒710-0046 倉敷市中央1丁目18番1号 倉敷市芸文館内  
倉敷市文化振興財団「倉敷フォトミユラル」係  
TEL:(086)434-0505 FAX:(086)434-6088 E-mail:photomural@arsk.jp

## テーマ「ねこ」募集要項

「ねこ」をテーマに募集し、ねこらいふ展として作品を展示します。お気に入りの写真を、気楽にご応募ください。

### 応募方法

下記URL、もしくはQRコードを読み取り、応募フォームから作品を応募してください。

<https://formok.com/f/645cbw5w>

応募フォーム送信後、確認メールが自動返信されます。※ファイル形式:JPEG サイズ:合計30MB以下



### 作品規定

応募枚数は1人につき5点まで。ただし単写真のみ。白黒またはカラーの別、使用機材に制限はありません。

### 選出のご案内

商店街展示の大型布プリント用作品としてディレクターにより22点、天満屋倉敷店での展示作品(紙出力)として10点程度を選出する予定です。



※2021年 商店街展示風景

お問い合わせ先

岡山県立大学 デザイン学部 北山研究室

〒719-1197 岡山県総社市窪木111

E-mail:photomural@dgn.oka-pu.ac.jp

※お問い合わせの際は、メールにてご連絡ください。

### 応募上の注意(共通)

- ・選外の方への通知はいたしません。また、結果に関するお問い合わせはご遠慮ください。
- ・原則、選出後のご連絡はメールにて行います。<photomural@dgn.oka-pu.ac.jp>のアドレスを受信できるように設定を行ってください。
- ・応募作品の著作権、内容に関する一切の責任は制作者本人に帰属します。被写体に人物が含まれている場合は、応募者本人の責任において事前に被写体の承諾を得るなど、プライバシーや肖像権等の侵害に問題が生じないことを応募の条件とします。異議申し立てがあった場合、主催者は一切の責任を負わず、応募者がすべて対処するものとします。
- ・既発表作品で、本企画における発表に対し、発表先の了解が必要な場合は、作者本人が事前に了解を得てください。応募規定と異なる作品は選出対象にはなりません。また、選出後であっても応募規定に反していると判断される場合は、選出を取り消すことがあります。
- ・応募された全ての作品と応募フォームの内容をデータベースに登録し一定期間保管します。応募作品及び登録情報は、当企画の趣旨において必要事項の連絡や、今後の広報研究を行う上での基礎資料等に使用いたします。個人情報の第三者への開示はいたしません。
- ・応募作品において、当企画以外の展示・出版等の必要が生じた場合、作者の承諾を得ずに使用することはありません。
- ・応募者は、本要項の内容を全てご承諾いただいたものとします。

### 選出後について

- ・選出作品は大型布プリント作品、そして紙出力作品となる他、本展示企画を紹介する印刷物・ウェブサイト・SNS等に掲載される場合があります。ウェブサイト・SNS上では、選出作品の紹介欄を設ける予定です。
  - ・選出された方には、大型布プリント及び紙出力作品制作の為、指定期日(通知後10日程度)までに主催者指示により、画像データ(実際の撮影データ)を提出していただきます。
  - ・画像データ提出以降の展示作品制作に関する費用は、主催者が負担いたします。
- ※大型布プリント作品は展示終了後、希望者を対象に有料(送料、税込みで5,000円)でお渡しします。

↑天

### 応募票「ときめき」部門用 ※丁寧な字で書いてください。 倉敷フォトミユラル

住所	〒	都道府県	市町区
ふりがな			
氏名	姓	名	年齢 性別 男・女
ローマ字			
電話	(自宅)	(携帯)	総応募枚数
メールアドレス			
応募のきっかけ	<input type="checkbox"/> ポスター/チラシ(どこで) ) <input type="checkbox"/> 雑誌/ウェブ(雑誌・サイト名) ) <input type="checkbox"/> 倉敷フォトミユラルウェブサイト <input type="checkbox"/> 知人から聞いて ) <input type="checkbox"/> その他( )		
肖像権の確認	<input type="checkbox"/> プライバシーや肖像権等の侵害に問題ありません。		

※応募票は、ウェブサイトからもダウンロードできます。

倉敷商工会議所・つくば商工会 企画

明日から  
使える!

|| 販路拡大のための ||

# ITツール 活用セミナー

参加  
無料

コロナ禍を契機に「デジタル化」が一層進む中、

「販路開拓・拡大」を進めるための様々なデジタルツールの導入について

未経験者でも**明日から使える知識**を学んでいただけます!

講師

河井 七美 氏

株式会社Orb 代表取締役  
岡山県よろず支援拠点  
ITコンサルタント

本セミナーでは、

- **自社に合うSNSの種類と活用方法**
- **ECサイトの種類と始める方法**
- **簡単に効果がわかるITツール**

などについて知ることで、初めの一步を踏み出せるようになります。

第1回

## SNSで お客様を呼ぼう!

令和4年 **8月25日** 木 18:30  
-20:30

会場 つくば商工会本部  
(倉敷市茶屋町支所2階)会議室

定員 20名

- SNSの種類ごとの活用
- 活用事例／参考サイト
- ワークショップ  
「ハッシュタグの決め方とPR」

第2回

## ネットで 売ってみよう!

令和4年 **9月14日** 水 18:30  
-20:30

会場 倉敷商工会館7階  
第4・5会議室

定員 30名

- ネット通販の現状と種類
- ネットショップのすすめ方
- ワークショップ  
「自社サイトを分析しよう」

第3回

## デジタルで 効率化しよう!

令和4年 **11月17日** 木 18:30  
-20:30

会場 倉敷商工会館7階  
第4・5会議室

定員 30名

- ITの身近な導入事例
- 無料から始めるITツール
- ワークショップ  
「自社に向いているITツールとは?」

市内事業者様にご協力いただいている

# 「新型コロナウイルス感染症等に関するアンケート」で多く寄せられた 経営課題から、解決のヒントをセミナーとして開催！

事業者のみなさまが、4回のセミナー/ワークショップを通じ、各テーマに関する「明日から使える」手法を身につけ、**コロナ禍に負けず成長していく**ことを目指します。  
また、年度末には全体セミナー・交流会を開催し、参加される皆様が相互に連携し、地域を挙げて**ウィズコロナ・ポストコロナに向けた成長**を目指します。



下記コード、お電話、FAXのいずれかでお申し込みください。

お申し込み締切

第1回:令和4年8月22日(月)締切  
第2回:令和4年9月9日(金)締切  
第3回:令和4年11月14日(月)締切

お問い合わせ先

セミナー運営事務局 株式会社クラビズ TEL:086-424-8877



【主催】倉敷市 【協力】倉敷商工会議所 / 児島商工会議所 / 玉島商工会議所 / つくぼ商工会 / 真備船穂商工会

※マスクの着用、手指の消毒、検温にご協力お願いいたします。※感染拡大状況により中止する場合がございます。

参加申込書

FAX:086-423-0111

事業所名	所在地
主たる業種・サービス内容など	TEL
役職・氏名	メールアドレス
参加希望回 ※参加希望すべてに○をつけてください	第1回                      第2回                      第3回

ご記入いただいた個人情報は、当セミナーを含む「ウィズコロナ・ポストコロナの経済社会に向けた成長戦略事業」に関する目的以外には使用いたしません。

令和4年度

# 税制改正説明会

このたび、当所では個人事業、法人事業の方を対象に下記により税制改正のあらましについての説明会を開催致しますので、この機会にぜひご出席されますようご案内申し上げます。本年度も新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、少人数に限定しての開催となりますので予めご了承下さい。

また後日、録画配信も行いますので、積極的にご参加ください。

**開催日** 令和4年 8月25日(木)・26日(金)

**会場** 倉敷商工会館 7階 第4・5会議室

**内容** 【個人】 10:00～12:00 【法人】 14:00～15:00

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| (1) 所得税の改正について  | (1) 法人税の改正について |
| (2) インボイス制度について | (2) 消費税の改正について |
| (3) 資産税の改正について  |                |

**講師** 倉敷税務署 担当官

**受講料** 無料



**定員** 先着 30名 (午前・午後各)

**申込方法** 以下の申込書に記入いただき FAX にてお申込みいただくか、ホームページまたは右上のQRコードより申込フォームにてお申込みください。  
※録画配信希望の方は、ホームページまたはQRコードよりお申し込みください。

**申込期限** 令和4年8月10日(水) 17:00まで

**申込先** 倉敷商工会議所 中小企業相談所

**お問合せ先** 〒710-8585 倉敷市白楽町249-5  
TEL.086-476-1005(ダイヤルイン) FAX.086-426-6911



## 新型コロナウイルス感染防止対策を行います

- ★会場にお越しの前に検温をお願いします。(37.5度以上の場合は来場をお断りさせていただきます)
- ★来場の際には必ずマスクの着用をお願いします。
- ★3密を避けるため、入場及び退場を制限させていただくことがあります。

切 取 線

## 令和4年度 税制改正説明会申込書 (会場受講希望者専用)

倉敷商工会議所 中小企業相談所 御中  
F A X.086-426-6911

令和4年 月 日

※いずれかに○印をつけてください。

フリガナ 事業所名		受講希望日	8/25(木) 午前・午後	8/26(金) 午前・午後
所在地	( - )	電話番号		
参加者名 役職・氏名		業種	従業員数	

ご記入頂いた情報は商工会議所で責任を持って管理します。これらの情報は商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用し、他の目的には使用しません。

今こそ人・企業・地域経済を豊かに！

# 基本は心の元気力

前年度後半はコロナ感染対策とロシア・ウクライナ紛争が重なったことで、経営不安が更に増した企業様もいらつしやったと思います。しかし、全国的には感染者数が連日公表される中でも、緩やかに人も活動的になり、観光地の賑わいも徐々に回復しつつあるようです。人の心理と、経済活動はリンクしているものですから、人本来の力で地域経済を復興させていくことは十分可能でしょう。心の元気が無ければ、どのように優れた組織も地域も基本的な活力は生まれてきません。

言い換えれば、今の時代において「人」は、やはり掛け替えの無いものであり、この時代に相応しい人材の育成の仕方はあらゆるコミュニティにおいてのキーポイントなのです。

倉敷商工会議所におけるメンタルヘルス支援事業は、職域プラス地域に必須の「心の元気力」をテーマに十年間を費やされてきています。



## 【執筆者・相談員】



株式会社 総合心理研究所  
代表取締役

あきやま さちこ  
**秋山 幸子 氏**

- (一社)日本産業カウンセラー協会認定産業カウンセラー
- PMT (Personal Management Training) メンタルトレーナー
- 日本商工会議所 被災地応援カウンセラー
- 東京商工会議所 認定 健康経営エキスパートアドバイザー
- 公認心理師

「メンタル経営」をキーワードに、企業の人事労務や人材育成から各種ハラスメント問題、シビアなケースへの対応まで、経験豊富なカウンセラーによる丁寧なサポートを行っています。

人に関わる問題は、メンタル疾患への対応力や人材の育成力など企業ベースで「何とかしなければ！」という時代に移行しています。ただ、最近のご相談の流れは「企業人としての自分も大事だけれど、個人としての自分の幸福満足度について」真剣に考えて行かざるを得ないケースが確実に増えています。混沌とした時代の中では、人は常に悩みあらゆる困難にどうすれば立ち向かえるのか？ 今後は「今までは違う自分」への模索と「これから先に備えた自分の作り方、鍛え方」が大きなテーマになりそうです。社員個々の力を信じて育成することも企業努力の一つです。小さなことでも、企業人としての悩みは生の問題になりやすい時代です。今年度の活動でも、しっかりお手伝いさせていただければ幸いです。

## 個別相談会及び出前講座・出前個別相談会(予定)について

裏面のご案内にて当てはまる項目があった場合、以下の個別相談会や出前講座・出前個別相談会をご利用ください。詳細や申込み方法は、8月号以降の当所会報巻末チラシにてお知らせ予定です。

- 個別相談会【第1回】令和4年 9月13日(火) 11:00~17:00 ※1事業者5分5社限定
- 個別相談会【第2回】令和4年10月18日(火) //
- 個別相談会【第3回】令和5年 1月18日(水) //
- 出前講座・出前個別相談会 令和4年9月~令和5年2月 ※2事業者限定

なお、新型コロナウイルス感染症等の影響でオンラインでの開催、もしくは中止となる場合がございます。あらかじめ、ご了承ください。



### お問い合わせ先

倉敷商工会議所医療・福祉部会 (相川・中村)

倉敷市白楽町249-5(2階) TEL 086-424-2111 FAX 086-426-6911

E-MAIL soudan@kura-cci.or.jp



倉敷商工会議所  
地域と協働する商工会議所を  
目指しています。

# 経営者・人事労務担当・総務担当の皆様へ（ご案内）

当所での「個別相談会 及び 出前講座・出前個別相談会」では、  
以下の項目に当てはまる事業者様と積極的な連携を行っていきます。

カウンセラーとの連携においても、企業の秘密は守られます。  
「人を大切にする企業」として、更に一步踏み込んだ労務管理を目指しませんか？

## 倉敷商工会議所 個別相談会及び出前講座・出前個別相談会 に対応できること！

- ①現在、診断書を提出している休職社員への今後の対応をお願いしたい。  
⇒ 産業医が居る居ないに関わらず、休職社員への関わり方もケースバイケースです。
- ②ストレスチェックで高ストレスになっている社員へのカウンセリング先として対応してほしい。  
⇒ 高ストレス者への個別の案内は届いているが、その後の対応先が不明瞭なため、  
最も大切な個別のアフターフォローが途切れてしまいがちです。  
高ストレス者の相談先としてもご利用いただいております。
- ③復職へのプロセスと、復職支援に対応してほしい。  
⇒ 復職支援プログラムを企業様でご用意できない場合も多くあります。  
休職されている方がスムーズに職場復帰できるように、企業・社員・主治医（産業医）と  
チームを組んで個別にプランを作成しております。
- ④ハラスメントの相談が起きているが、対応に苦慮している。  
⇒ 相談員が中立的にお話をお聞きし、紛争が悪化しないように対応しております。  
早めのご相談が事態解決への近道です。  
場合によっては、双方が別々に相談しやすい専門家や専門機関のご紹介も行っております。
- ⑤出前講座後の社員対応は行っていただけのですか？  
⇒ 社員のためには、「研修 + 個別面談」がより一人一人のメンタル強化に繋がっていきます。  
講座後の個別面談も事業年度内であれば無料でご利用いただけます。



今年度も、上記の5点を中心にしたメンタルヘルス事業を開催していきます。  
倉敷市内在勤在住の方からのお問い合わせには、随時担当者が対応しております  
ので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先 倉敷商工会議所医療・福祉部会 相川・中村

TEL 086-424-2111 FAX 086-426-6911 E-MAIL soudan@kura-cci.or.jp

# 岡山県中小企業省エネ設備更新補助金のご案内

原油、電気、ガス及び原材料価格が高騰していることにより、価格転嫁が困難な中小企業の経営を圧迫していることから、物価高騰下でも利益を確保するためには、コストを削減する必要があります。中小企業の競争力強化を支援するため、エネルギー消費を抑制する省エネ設備への更新を行う県内中小企業に対し、必要な経費の一部を補助します。

- 補助対象者 : 県内に主な事業所等を有する中小企業
- 補助限度額 : 上限500万円、下限50万円
- 補助率 : 1/2以内
- 補助対象経費 : 省エネ設備等購入費、省エネ設備設置工事費
- 補助対象設備 : 生産設備やサービスを提供するために必要な省エネ設備  
(既存設備の更新に限定)

1事業者1回限り

主  
な  
対  
象  
設  
備  
例



業務用給湯器



高性能ボイラ



高効率空調



工作機械



プレス機械

照明設備  
(LED照明含む)

冷凍冷蔵設備



厨房機器



プラスチック加工機械



フォークリフト 等

※既存設備と更新設備を比較して、機械・設備メーカー又は納入業者等によって省エネルギー効果又は高効率効果が5%以上見込まれると証明された設備が対象です。

## 申請受付期間

令和4年7月15日(金) 8:30予定～ 11月30日(水) 17:00

※先着順、予算(8億3,750万円)に達した場合、受付終了の予定であり、申請状況により11月30日より早めに終了する場合があります。

## 申請の流れ



※申請受付は応募フォーム (<https://www.okachu.or.jp/shoene/>より) のみとなります。  
 ※応募フォーム入力にあたってサポートが必要な方は、設備設置場所のお近くの商工会議所、商工会にご相談ください。

## お問い合わせ先



岡山県中小企業団体中央会

省エネ設備更新補助金受付係

※裏面もご確認ください。

電話 : 086-237-1755 (平日 : 8:30～17:00) e-mail : shoene@okachu.or.jp

## 全体スケジュール

### ■ 申請受付期間：令和4年7月15日(金) 8:30予定～11月30日(水)17:00

※先着順、予算に達した場合、受付終了の予定であり、申請状況により11月30日より早めに終了する場合があります。

### ■ 事業実施期間：交付決定日～令和5年1月31日(火)まで

※事業期間内に納入・支払が完了しないものは対象となりません。

※申請時に事前着手届を提出した場合、受付日以降に事前着手できますが、審査の結果、対象経費とならないこともあります。



※補助金のお支払いは事業完了後、実績報告の提出に基づく現地検査・補助金額の確定を行った後となります。

## 留意事項

※同一設備は『エネルギー効率化・新事業展開等による生産性向上支援事業補助金』（岡山県事業）への同時申請はできません。

※本事業の補助対象者は、岡山県内に主な事業所等を有する中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～第8号に定める法人であり、以下のいずれかに該当する方は対象外となります。

- (1) 令和4年4月1日以降に創業又は開業した中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (3) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (4) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (5) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (6) 県税に未納がある者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っている者
- (8) 財団法人、社団法人、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、生活協同組合、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、任意団体等中小企業基本法に規定する中小企業者でない者
- (9) 日本標準産業分類に基づく次のいずれかの事業を行う者
  - ・ (A) 農業、林業
  - ・ (B) 漁業
  - ・ (P) 医療、福祉（(835)療術業及び(836)医療に附随するサービス業を除く）
  - ・ 次のいずれかのサービス業
    - (7291)興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの）、(7661)バー、キャバレー、ナイトクラブ、(7999)易断所、観相業、相場案内業、(803)競輪・競馬等の競走場、競技団、(8063)マージャンクラブ、(8064)パチンコホール、(8094)芸芸業、(8096)場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業、(9299)集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く）、(93)政治・経済・文化団体、(94)宗教、(95)その他のサービス業、(96)外国公務

※平成25年10月改定「日本標準産業分類」による。カッコ内の英字・数字は分類符号。

※次の経費は対象外となりますのでご注意ください。（詳細は要項をご確認ください）

- (1) 設備等の設置場所の整備工事、基礎工事に要する経費
- (2) 消耗品（取得価格の単価が税抜10万円未満又は耐用年数1年未満のもの）
- (3) 設備等のリース・レンタルに要する経費
- (4) 中古品の購入に要する経費
- (5) 既存設備の改良・改修に要する経費
- (6) 申請者の関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の3親等以内の親族が経営する会社等）又は代表者の親族から購入等した経費
- (7) 自動車等車両（道路運送車両法施行規則第2条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く）
- (8) 太陽光発電設備
- (9) 事務所に設置される設備や兼用設備
- (10) 上記の他、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費